

衆参両院の国会議員に、法人税非課税堅持を陳情！

現在、政府税制調査会では、経営形態間の公平性を確保するため、社会福祉法人が実施する事業が非課税とされている取り扱いについて見直しを検討しています。

社会福祉法人が、地域の福祉、セーフティネットを守るという本来の役割を果たし、その実践を確実に継続発展させていくためには、法人税非課税とともに軽減税率及びみなし寄付金制度の適用の税制上の措置は必要不可欠なものです。

このため、全国経営協では、現在、全国的に政策要望の陳情活動を展開していますが、兵庫県経営協においても、9月8日から16日にかけて、兵庫県選出の衆・参両議院の国会議員に対し、非課税堅持の陳情活動を行いました。

※要望書の内容は以下のとおり

地域の福祉、セーフティネットを守るため 社会福祉法人の法人税非課税を堅持してください

- 政府税制調査会は、経営形態間での公平性を確保するためとして公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要性を指摘し、社会福祉法人が実施する介護事業が非課税とされている取り扱いについて見直しが検討されております。
- 社会福祉法人は、利益の分配や法人設立時の設立寄付者の持ち分は認められず、解散時の残余財産も最終的には国庫に帰属するなど、強い規制のもとで活動してきました。また、長年にわたり現行の制度や市場原理だけでは解決することのできないさまざまな生活課題、福祉ニーズに先駆的、開拓的に対応してきており、株式会社をはじめとする他の経営主体とは異なる役割を果たしています。
- とくに、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯における認知症の問題、家庭内の閉鎖的環境から生ずる虐待、精神疾患による精神的・経済的な困窮、発達障害、地域での孤立などの社会生活上の困難を有する人が増加傾向にあるなか、こうした人びとに対する日常生活の見守り・支援や権利擁護といった制度の狭間にある課題、加えて過疎地等での継続的かつ安定的な福祉サービスの提供等、地域における公益的な活動に今後とも積極的に取り組んでいきます。
- こうした実践を確実に継続、発展していくためには、法人税非課税とともに公益法人等が行う収益事業からの所得に対する軽減税率及びみなし寄付金制度の適用といった税制上の措置が必要不可欠です。
- 今後、一層増大する福祉ニーズに応え、地域のセーフティネットを守っていくためには、全国で事業を行う19,000余の社会福祉法人がそれぞれに持てる力を最大限発揮・活用することこそが有効な方法であり、そのために社会福祉法人の税制が堅持されますよう強くお願い申し上げます。

平成26年9月8日

兵庫県社会福祉法人経営者協議会
会長 婦木 治